

竹富町歯科診療所通院に係る渡航費助成事業

竹富町では、石垣市内の歯科診療所へ通院治療を余儀なくされる

町民の渡航に伴う経済的負担を軽減するため、渡航費を助成します。

助成対象者	1 竹富町に居住し、かつ住民基本台帳に記録された者で、18歳以上79歳以下の者 2 治療以外（歯科矯正、クリーニング）の通院においては助成対象外 <u>※令和6年1月からの診療が対象となります。</u>
助成額及び助成回数	1 島発割引の往復運賃を助成 2 月1回の渡航費を限度として助成
申請書類	1 助成申請書兼請求書 ※町ホームページからダウンロードできます。 2 歯科診療所の領収書（写） 3 乗船券往復運賃の領収書

竹富町役場 健康づくり課

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

電話0980-82-7519

月曜日～金曜日（※公休日・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時15分